組合規約の一部変更について

平成6年7月26日付 SCSK 健発第381号をもって、規約の一部を変更すること について、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

令和6年9月2日

SCSK健康保険組合 理事長 小林 良成

■組合規約 新旧条文対照表(別添)

以上

SCSK健康保険組合規約 新旧条文対照表

新	旧
第1章 総 則	第1章 総 則
(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称 及び所在地は、次のとおりとする。	(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称 及び所在地は、次のとおりとする。
「中略」	「中略」
株式会社セガフェイブ東京都品川区	株式会社セガトイズ東京都品川区
附則	
この規約は、令和6年4月1日から施行する。	